

第175期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

場 所

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間

目 次

第175期定時株主総会 招集ご通知	1
----------------------	---

[添付書類]

事業報告	3
連結計算書類	29
計算書類	33
監査報告書	37

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件	43
第2号議案 取締役14名選任の件	44
第3号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 のための新株予約権 無償割当ての件	49

(証券コード 9031)

平成27年6月5日

株 主 各 位

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役社長 倉 富 純 男

第175期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第175期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

68、69頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間 |

3. 目的事項

報告事項

第175期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役14名選任の件

第3号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般の状況

わが国の経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費に弱さが見られたものの、円安等を背景に企業業績や雇用情勢が改善し、また訪日外国人の増加等もあり、緩やかな回復が続きました。

このような情勢のなか、当社グループにおきましては、第13次中期経営計画に掲げるグループビジョン「グループ総合力の発揮による成長への挑戦」のもと、「新たな収益源の開拓」「強固な収益基盤の確立」「グループ総合力発揮のための体制整備」と、これらの戦略の根幹となる「CSR経営を文化とする企業風土の定着」の4つの重点戦略に取り組みました。また、平成26年9月22日の創立記念日に新企業メッセージ「まちに、夢を描こう。」を制定しました。

当社グループにおける当連結会計年度の営業収益は3,635億2千3百万円（前年度比2.4%増）、経常利益は181億3千5百万円（前年度比8.2%減）となり、当期純利益は103億7千4百万円（前年度比8.5%減）となりました。

② 各セグメントの状況

当社グループは、当社、子会社76社および関連会社9社（平成27年3月31日現在）で構成され、運輸業、不動産業、流通業、物流業、レジャー・サービス業等を営んでいます。各セグメントにおける状況は次のとおりです。

ア. 運輸業

鉄道事業では、西鉄福岡（天神）駅～大橋駅間高架橋の耐震強化工事を進めるなど、安全性の向上に努めました。また、柳川駅において駅舎の橋上化等のリニューアルを行ったほか、車両の代替等を進めました。さらに、筑豊電気鉄道(株)において、新型低床式車両を導入するとともにICカード「nimoca（ニモカ）」のサービスを開始するなど、利便性の向上を図りました。そのほか、柳川伝統の雛祭り装飾を施した「柳川さげもん電車」の運行を行うなど、沿線の活性化と魅力向上に取り組みました。

バス事業では、乗務員による小集団活動をはじめとした事故防止の取り組

みを進めるなど、安全性の向上に努めました。また、「西鉄天神バスセンター」において待合施設の充実や案内機能の強化を行うなど大規模リニューアルを実施したほか、高速バス福岡・北九州～東京線に個室型シート4席を備えた新型車両を2台導入するなど、利便性の向上を図りました。さらに、観光需要の取り込みとして、博多駅・福岡空港国際線ターミナル～太宰府間において「太宰府ライナーバス旅人」の運行を開始するなど、収益力の強化に努めました。そのほか、ノンステップバスを116台導入するなど、バリアフリー化を進めました。

以上により、運輸業の営業収益は837億7千万円（前年度比0.9%減）、営業利益は41億6千9百万円（前年度比16.7%減）となりました。

イ. 不動産業

不動産賃貸事業では、「ソラリアプラザビル」の大規模改造を行ったほか、「We Love 天神協議会」等の地域で活動する団体と連携したイベントを実施するなど、天神地区の集客力強化を図りました。また、賃貸マンション「ラクレイス西新レジデンシャルタワー」や「ラクレイス高宮」を開業するなど、収益力の強化に努めました。

不動産分譲事業では、マンション建替え事業による「レジデンス百道」のほか「サンリヤン」シリーズ等の分譲マンション390戸を販売するとともに、「サニーヴィラ」シリーズ等の戸建住宅や土地あわせて225区画を販売しました。また、リノベーションマンション42戸を販売しました。さらに、シニアマンション「サンカルナ福岡城南」を開業し、収益力の強化に努めました。

以上により、不動産業の営業収益は582億8千8百万円（前年度比1.3%減）、営業利益は92億6千8百万円（前年度比11.6%減）となりました。

ウ. 流通業

ストア事業では、「レガネット地行」や既存店舗を建て替えた「レガネットガーデン福津」等を開業したほか、「スピナ鷹見台店」等のリニューアルを行うなど、収益力の強化に努めました。また、お客さまサポート係「コンシェルジュ」を新たに5店舗に配置するなど、お客さまサービスの向上を図りました。

以上により、流通業の営業収益は792億9千7百万円（前年度比2.0%減）、営業利益は3億3百万円（前年度比34.7%減）となりました。

エ. 物 流 業

国際物流事業では、中国、インドにおいて現地法人の支店を開設するなど、国際ネットワークの拡充に努めました。また、海運定期混載便の仕向け地を拡大したほか、海運事業の営業拠点を福岡に開設しました。さらに、「りんくうロジスティクスセンター」の増床部分の供用を開始するなど、収益力の強化に努めました。そのほか、貨物のセキュリティ管理およびコンプライアンス体制が整備された事業者を認定するAEO制度に基づく「特定保税運送者」の承認を受けるなど、物流サービスの品質向上に努めました。

以上により、物流業の営業収益は890億1百万円（前年度比16.1%増）、営業利益は21億9千7百万円（前年度比26.7%増）となりました。

オ. レジャー・サービス業

ホテル事業では、「西鉄リゾートイン別府」のリニューアルを行い、競争力の強化を図りました。また、外国人の訪日旅行需要への対応として、インターネット販売を強化するなど、収益力の向上に努めました。さらに、韓国に現地法人を設立し、「ソラリア西鉄ホテルソウル（仮称）」の開業準備を進めました。

旅行事業では、サッカーワールドカップ関連団体等の取り扱いを行ったほか、法人営業を強化するなど、収益力の向上に努めました。

以上により、レジャー・サービス業の営業収益は383億1百万円（前年度比1.0%減）、営業利益は16億1千5百万円（前年度比8.3%減）となりました。

カ. そ の 他

車両整備関連事業等の各事業において、積極的な営業活動に努めました。

以上により、その他の営業収益は525億6千1百万円（前年度比1.4%減）、営業利益は16億4千3百万円（前年度比21.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成または取得した主要設備等
天神大牟田線車両新造（8両）（運輸業）
天神大牟田線通信回線新設工事（運輸業）
バス車両新造（乗合149両、貸切3両）（運輸業）
西鉄天神バスセンター（西鉄天神高速バスターミナル）改装工事（運輸業）
ラクレイス西新レジデンシャルタワー新築工事（不動産業）
ラクレイス高宮新築工事（不動産業）
サンカルナ福岡城南新築工事（不動産業）
西鉄ストア津屋崎店（レガネットガーデン福津）建替工事（流通業）
りんくうロジスティクスセンター増床工事（物流業）
- ② 当連結会計年度末現在継続中の主要設備等の新設、拡充、改修
天神大牟田線春日原～下大利駅間連続立体交差工事（運輸業）
天神大牟田線雑餉隈駅付近連続立体交差工事（運輸業）
那の津事業用施設新築工事（運輸業）
ソラリアプラザビル全館改装工事（不動産業）
ソラリア西鉄ホテル京都（仮称）新築工事（レジャー・サービス業）
ソラリア西鉄ホテルバンコク（仮称）用地取得（レジャー・サービス業）
シュレッダープラント代替工事（その他）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、当社において昨年4月に発行した「第43回無担保社債」100億円です。

なお、当連結会計年度末の社債および借入金の残高は1,806億3百万円となり、前期末に比べて110億2千9百万円増加しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、生産年齢人口の減少や競争の激化等もあり、先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、平成27年度（第13次中期経営計画の最終年度）事業計画の重点テーマ「収益基盤の拡大」「チャレンジとスピードある経営の推進」「C S R経営の推進」「グループの未来を創る人材の育成」に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

また、西鉄電設工業(株)で従業員の不正行為が発覚し、平成27年3月期第3四

半期決算発表を延期する事態となりました。当社グループでは、本件を厳粛に受け止め、一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

なお、各セグメントにおける具体的な取り組みにつきましては、次のとおりです。

① 運 輸 業

鉄道事業では、高架橋の耐震強化工事を進めるなど、安全を最優先した輸送サービスの提供に取り組んでまいります。また、車両の代替やICカード対応型自動券売機の導入を進めるほか、三国が丘駅のリニューアルに取り組むなど、利便性の向上を図ってまいります。さらに、観光列車運行の検討を進めてまいります。

バス事業では、事故防止の取り組みを推進するなど、安全性の向上に努めてまいります。また、営業拠点を新設することで効率的な運行形態を目指すほか、交通ネットワーク拡充のための地域と連携した取り組みを進めてまいります。さらに、福岡空港国内線旅客ターミナルビル再整備事業に伴い、ターミナルビルと航空機間の旅客輸送を行うランプバスの運行を受託するなど、収益力の強化に努めてまいります。

② 不 動 産 業

不動産賃貸事業では、天神地区の商業施設においてリニューアルを実施し、天神地区のプレゼンス向上を図るとともに収益力の強化に努めてまいります。また、オフィスビル共用部の美化工事を行い、施設の魅力を向上させるなど、競争力の強化を図ってまいります。そのほか、天神明治通り地区再開発の取り組みに参画してまいります。

不動産分譲事業では、新規物件の開発やベトナムにおける分譲マンション開発プロジェクトへの参画等により事業拡大を図るとともに、シニアマンションの充足に取り組むなど、収益力の強化に努めてまいります。

③ 流 通 業

ストア事業では、新規出店を進めるほか、既存店舗の建て替えやリニューアルを行うなど、収益力の強化に努めてまいります。また、店舗事務作業の効率化を図るなど、コスト削減に取り組んでまいります。

④ 物 流 業

国際物流事業では、フランスやオーストラリア等に現地法人の新設を進めるなど、国際ネットワークの拡充を図ってまいります。また、北陸地方に営業拠点を開設するなど、営業力の強化に努めてまいります。

⑤ レジャー・サービス業

ホテル事業では、海外初出店となる「ソラリア西鉄ホテルソウル（仮称）」を開業するほか、京都においてプレミアムタイプの宿泊主体型ホテルの開業準備を進めるなど、収益力の強化に努めてまいります。また、「西鉄イン博多」のリニューアルを行うなど、競争力の強化に努めてまいります。

旅行事業では、営業活動を強化し、収益力の向上に努めてまいります。

以上のほか、増加する訪日外国人旅行者をターゲットとした商品・サービスの拡充を図るなど、インバウンドの拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

⑥ そ の 他

各事業におきまして、営業活動の強化と業務の効率化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第172期 (平成23年度)	第173期 (平成24年度)	第174期 (平成25年度)	第175期 (平成26年度)
営 業 収 益	327,509 ^{百万円}	338,387 ^{百万円}	354,986 ^{百万円}	363,523 ^{百万円}
運 輸 業	84,318	84,018	84,572	83,770
不 動 産 業	52,029	54,830	59,082	58,288
流 通 業	74,265	80,970	80,942	79,297
物 流 業	70,919	70,015	76,642	89,001
レジャー・サービス業	35,463	36,963	38,696	38,301
そ の 他	47,805	46,696	53,324	52,561
調 整 額	△ 37,292	△ 35,107	△ 38,274	△ 37,697
当 期 純 利 益	5,396 ^{百万円}	9,194 ^{百万円}	11,332 ^{百万円}	10,374 ^{百万円}
1 株 当 た り 利 益	13.66 ^円	23.28 ^円	28.70 ^円	26.27 ^円
総 資 産	412,438 ^{百万円}	413,998 ^{百万円}	442,893 ^{百万円}	470,999 ^{百万円}
純 資 産	109,667 ^{百万円}	119,497 ^{百万円}	127,526 ^{百万円}	143,181 ^{百万円}

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業
筑豊電気鉄道(株)	490 百万円	100 %	運輸業(鉄道事業)
西鉄バス北九州(株)	450	100	運輸業(バス事業)
(株)福岡交通センター	400	68.0	不動産業(不動産賃貸事業)
(株)スピナ	480	100	不動産業(不動産賃貸事業)
西鉄不動産(株)	312	100	不動産業(その他不動産事業)
(株)西鉄ストア	420	100	流通業(ストア事業)
NNR・グローバル・ロジスティクス(U.K.)	1,100 千ポンド	100	物流業(国際物流事業)
NNR・ダクサー	1,533 千ユーロ	51.0	物流業(国際物流事業)
NNR・グローバル・ロジスティクス(U.S.A.)	1,100 千ドル	100	物流業(国際物流事業)
西鉄運輸(株)	100 百万円	100	物流業(国内物流事業)
(株)西鉄シティホテル	30	100	レジャー・サービス業(ホテル事業)
西鉄旅行(株)	100	100	レジャー・サービス業(旅行事業)
西鉄エム・テック(株)	60	100	その他(車両整備関連事業)

(注) 出資比率は間接保有分を含んでいます。

(7) 主要な事業内容および事業施設等 (平成27年3月31日現在)

① 運輸業

ア. 鉄道事業

会社名 (所在地)	線名	営業キロ	駅数	客車車両数
当社 (福岡市)	天神大牟田線	95.1km	62駅	318両
	貝塚線	11.0km	10駅	16両
筑豊電気鉄道(株) (福岡県中間市)	—	16.0km	21駅	34両

イ. バス事業

会社名(所在地)	営業キロ	営業所数	営業車両数
当社	4,370.8km	36カ所	1,884両 (乗合1,828両、貸切56両)
西鉄バス北九州(株) (北九州市)	730.3km	10カ所	553両 (乗合536両、 貸切11両、特定旅客6両)

(注) 1. 営業車両数には、他社への賃貸車両数は含んでいません。

2. 営業キロは、乗合事業におけるキロ数を記載しています。

② 不動産業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
不動産賃貸事業	当社	ソラリアターミナルビル、ソラリアプラザビル、ソラリアステージビル、チャチャタウン小倉、福岡ビル、西鉄薬院駅ビル、西鉄平尾駅ビル、天神コアビル
	(株)福岡交通センター (福岡市)	博多バスターミナル
	(株)スピナ (北九州市)	飛幡ビル、プラント事業部ビル
不動産分譲事業	当社	営業所 10カ所
その他不動産事業	西鉄不動産(株) (福岡市)	営業所 15カ所

③ 流通業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ストア事業	(株)西鉄ストア (筑紫野市)	スーパーマーケット 53店舗

④ 物 流 業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
国際物流事業	当 社	営業所 50カ所、海外事務所 4カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.K.) (英国)	営業所 8カ所
	NNR・ダクサー (ドイツ)	営業所 6カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.S.A.) (米国)	営業所 18カ所
国内物流事業	西鉄運輸(株) (福岡市)	事業所 23カ所

⑤ レジャー・サービス業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ホテル事業	当 社	西鉄イン 13店舗
		ソラリア西鉄ホテル銀座、ソラリア西鉄ホテル鹿児島
	(株)西鉄シティホテル (福岡市)	西鉄グランドホテル、ソラリア西鉄ホテル
旅行事業	西鉄旅行(株) (福岡市)	事業所 40カ所

⑥ そ の 他

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
車両整備関連事業	西鉄エム・テック(株) (福岡市)	事業所 4カ所、整備工場 41カ所

(8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
運輸業	7,423名	65名
不動産業	1,725	60
流通業	1,717	4
物流業	3,037	77
レジャー・サービス業	2,414	△7
その他	1,554	49
合計	17,870	248

(9) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 日本政策投資銀行	26,964百万円
(株) 福岡銀行	22,591
(株) みずほ銀行	22,356

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 396,800,930 株 (自己株式 1,871,940株を含む。)
- (3) 株 主 数 20,432 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	27,801 千株	7.04 %
(株) 福 岡 銀 行	19,408	4.91
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	16,788	4.25
(株) み ず ほ 銀 行	15,782	4.00
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	15,047	3.81
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	10,269	2.60
第 一 生 命 保 険 (株)	7,530	1.91
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	5,230	1.32
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 (株)	4,762	1.21
(株) 三 井 住 友 銀 行	4,528	1.15

(注) 持株比率は、自己株式 (1,871,940株) を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における当社取締役の新株予約権等の保有状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の割当日	平成22年8月6日	平成23年8月5日	平成24年8月3日
新株予約権の数	147個	187個	225個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く。）	5名	6名	7名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 147,000株	当社普通株式 187,000株	当社普通株式 225,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 281円	1株当たり 263円	1株当たり 252円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日 ～平成52年8月6日	平成23年8月6日 ～平成53年8月5日	平成24年8月4日 ～平成54年8月3日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。		

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の割当日	平成25年8月2日	平成26年8月8日
新株予約権の数	248個	271個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く。）	9名	11名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 248,000株	当社普通株式 271,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 310円	1株当たり 319円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年8月3日 ～平成55年8月2日	平成26年8月9日 ～平成56年8月8日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。	

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
竹島和幸	代表取締役	会長	学校法人西鉄学園 理事長、RKB毎日放送(株) 社外取締役、(株)正興電機製作所 社外監査役
倉富純男	代表取締役	社長	(株)福岡中央銀行 社外取締役
中尾和毅	代表取締役	副社長	業務全般 監査部、安全推進部担当
高崎繁行	取締役	専務執行役員	住宅事業本部、ホテル事業部担当 住宅事業本部長
部谷由二	取締役	専務執行役員	経営企画本部、経理部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会担当 経営企画本部長
佐々木希	取締役	常務執行役員	自動車事業本部担当 自動車事業本部長
上中哲次	取締役	執行役員	ICカード事業部、新規事業・観光レジャー事業部、西鉄グループ観光委員会担当
宮田克彦	取締役	執行役員	広報室、総務部、法務部、人事部担当
庄崎秀昭	取締役	執行役員	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (株)富士ピー・エス 社外取締役
北村慎司	取締役	執行役員	国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長
清水信彦	取締役	執行役員	都市開発事業本部、天神委員会担当 都市開発事業本部長
末吉紀雄	取締役		コカ・コーラウエスト(株) 代表取締役会長、福岡商工会議所 会頭、ロイヤルホールディングス(株) 社外取締役
張本邦雄	取締役		TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長
宮野祐輔	監査役	常任監査役	(常勤)
大黒伊勢夫	監査役		(常勤)
谷正明	監査役		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長、(株)福岡銀行 代表取締役会長、RKB毎日放送(株) 社外取締役、西部瓦斯(株) 社外取締役
津上賢治	監査役		九電産業(株) 代表取締役社長

(注) 1. 平成26年6月27日、北村慎司氏、清水信彦氏および張本邦雄氏は新たに取締役に就任しました。

2. 平成26年6月27日、大黒伊勢夫氏は新たに監査役に就任しました。

3. 取締役末吉紀雄氏および張本邦雄氏は社外取締役です。

4. 監査役大黒伊勢夫氏、谷正明氏および津上賢治氏は社外監査役です。

5. 監査役津上賢治氏は、平成26年6月15日に九電産業(株) 代表取締役社長に就任し、同年6月26日に九州電力(株) 代表取締役副社長を退任しました。
6. 取締役末吉紀雄氏および張本邦雄氏ならびに監査役大黒伊勢夫氏および津上賢治氏につきましては東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に定める独立役員として、両取引所に届け出ています。
7. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は次のとおりです。
 - (1) コカ・コーラウエスト(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っています。
 - (2) 福岡商工会議所に対し会費の支払い等の取引を行っています。
 - (3) T O T O(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っています。
 - (4) (株)福岡銀行と資金の借入等の取引を行っています。
 - (5) R K B 毎日放送(株)と土地賃貸料受入等の取引を行っています。
 - (6) 西部瓦斯(株)と建物賃貸料受入等の取引を行っています。
 - (7) 九州電力(株)と電力料支払等の取引を行っています。
 - (8) 九電産業(株)と建物賃貸料受入等の取引を行っています。
8. 平成26年6月27日、小野昭生氏は監査役を辞任しました。
9. 当社は執行役員制度を導入しています。
 取締役兼務者以外の執行役員は次の3名です (平成27年3月31日現在)。
 執行役員 小野 哲也 自動車事業本部副本部長兼計画部長
 執行役員 後藤 雅彦 国際物流事業本部副本部長兼営業企画部長
 執行役員 松尾 利浩 住宅事業本部副本部長兼マンション事業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	ストック オプション	
取 締 役	445 <small>百万円</small>	303 <small>百万円</small>	54 <small>百万円</small>	87 <small>百万円</small>	16 <small>名</small>
監 査 役	73	73	—	—	5
合 計 (うち社外役員)	519 (48)	376 (48)	54 (—)	87 (—)	21 (7)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等には、平成26年6月27日開催の第174期定時株主総会終結の時までに在任した使用人兼務取締役(7名)の使用人分給与18百万円は含まれていません。なお、同定時株主総会以降に在任した使用人兼務取締役はいません。
2. 上記賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

- ② 当事業年度に支払った報酬等の額
第174期事業年度に係る賞与として、取締役11名（社外取締役を除く。）に対し47百万円を支払いました。

なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した賞与33百万円（役員賞与引当金繰入額）が含まれています。

- ③ 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針
当社は、取締役会において、上記方針について次のとおり決議しています。

当社の役員報酬制度は、企業価値の安定的かつ持続的な確保・向上に資するような体系としています。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、各取締役の役位等を勘案した固定報酬である基本報酬、当該事業年度の連結業績および各取締役の業績を勘案した賞与ならびに株主の皆様との利益意識を共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションの3本立てとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定しています。

社外取締役および監査役の報酬については、業績に直接的には関与しない職務の性質をふまえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議により決定しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	末吉 紀雄	当事業年度に開催した取締役会16回中11回に出席し、業務を執行する経営陣から独立した立場で、企業経営者の観点から発言を行いました。
	張本 邦雄	昨年6月27日に取締役に就任後、当事業年度に開催した取締役会12回中10回に出席し、業務を執行する経営陣から独立した立場で、企業経営者の観点から発言を行いました。
監査役	大黒 伊勢夫	昨年6月27日に監査役に就任後、当事業年度に開催した取締役会12回中12回に、また、監査役会7回中7回に出席し、運輸行政における経験に基づき、当社の常勤監査役として、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。
	谷 正明	当事業年度に開催した取締役会16回中11回に、また、監査役会8回中7回に出席し、企業経営者としての経験に基づき、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。
	津上 賢治	当事業年度に開催した取締役会16回中11回に、また、監査役会8回中7回に出席し、企業経営者としての経験に基づき、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役末吉紀雄氏および張本邦雄氏ならびに社外監査役谷正明氏および津上賢治氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

66百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

70百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な子会社のうち、NNR・ダクサーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、国際物流事業に関する評価支援業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しています。

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、下記のとおり決定する。

なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。
 - イ. 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互監視機能を確保する。
 - ウ. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
 - エ. 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 取締役および使用人の職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況について毎年評価を行う。
 - イ. 全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、代表取締役が統括する部門横断組織を設置して対応する。
 - ウ. 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長の権限を副社長、執行役員および他の使用人に委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
 - イ. 代表取締役および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上

- の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- ウ. 代表取締役、部門担当執行役員および社長が指名する執行役員で構成する常務会を設置し、社長決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
 - エ. 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
 - オ. 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、具体的行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
 - イ. 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
 - エ. 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコントロールの有効性の確認を行う。
 - オ. 業務の適法性と妥当性を確保するため、代表取締役直属の監査部による内部監査を実施する。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - i. グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ii. グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。

- iii. 子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応策とその実施状況の報告を受ける。
- iv. グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、当社代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。
- イ. 会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の子会社を設立し、集中処理を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ア. 監査役職務の補助、監査役会の事務を行うため、監査役の下に監査役室を設置し、専任の使用人5名以上を配置する。
 - イ. その他、監査役が関係部門の使用人に対し監査役職務の補助を要請した場合は、その要請を最大限尊重する。
 - ウ. 監査役室に属する使用人の人事については、監査役と協議し、決定する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
 - ア. 取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査役に対し、直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
 - i. 毎月の経営状況
 - ii. 社長決裁事項その他重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況・通報内容（子会社からの通報含む）
 - v. その他重要な事項
 - イ. 子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について当社の監査役に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。
 - i. 四半期ごとの経営状況
 - ii. 重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 独自の内部通報窓口を設置している場合は、その運用状況
 - v. その他重要な事項
 - ウ. 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用に関する事項
監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査役の請求に応じて

これを支出する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査役と協議し、監査の経過および結果を報告する。

(注) 会社法および会社法施行規則の改正に伴い、平成27年5月8日開催の取締役会で、上記基本方針を「内部統制システムの基本方針」として決議しました。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの具体的内容の概要

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

変化の激しい時代にあって、当社が企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくためには、地域の交通機関として利用者および地域社会に支持され、より存在感のある企業グループとして発展していくことが必要です。そのために、当社は、『『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、“あ

んしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します。」という「にしてつグループの企業理念」に基づき、①お客さまの期待に応え、何より安全で、良質なサービスを提供し続けていくこと、②人間性を尊重し、人を活かし育む「人を活かす経営」を実践していくこと、③時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる新しい事業価値を創造していくこと、④個性や自立性を尊重し、連携、協働しあってグループの総合力を発揮していくことに努めております。

当社では、創立100周年を迎えた平成20年に「にしてつグループ将来ビジョン2018『弛まぬ変革』－高品質・高付加価値の追求－」（以下「にしてつグループ将来ビジョン2018」といいます。）を策定しました。これは「にしてつグループの企業理念」のもと、およそ10年後に目指すグループ像として長期的な経営の方向性を描いたもので、具体的には、交通事業・街づくり事業・流通事業を核とした「地域マーケットビジネス」の深化と、航空貨物事業を軸にした「国際物流ビジネス」の拡大を機軸とし、これらのビジネスとのシナジー効果を追求する中で新しい事業価値を生み出しながら、さらなる成長を目指すものです。

当社は、平成25年度からの3カ年を対象とする「西鉄グループ第13次中期経営計画」（以下「第13次中期経営計画」といいます。）を策定いたしました。第13次中期経営計画は、にしてつグループ将来ビジョン2018実現に向けた第二段階にあたり、「グループ総合力の発揮による成長への挑戦」のビジョンのもと、新しい収益源の開拓と既存事業の基盤強化に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。また、安全の確保や環境負荷低減等の取組みをさらに推進し、CSR経営が当社グループ全体の企業風土として定着するよう努めてまいります。

そのほか、当社では、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としているほか、従来より業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役を2名選任しております。また、監査役につきましても、独立性のある社外監査役を2名選任しております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

- イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、株主の皆様の承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を従前の内容を一部改定の上更新することを決議し、同年6月28日開催の第172期定時株主総会（以下「第172期定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を更新することの承認を得ております（以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。）。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣か

ら独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、第172期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社のにしてつグループ将来ビジョン2018、第13次中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化のための上記施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく上記基本方針に沿うものです。さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、第172期定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められたうえ、当社株主総会により廃止できるものとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されております。したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 平成27年5月8日開催の取締役会において、上記基本方針を一部変更し、変更後の基本方針に基づき、平成27年6月26日開催予定の当社第175期定時株主総会における承認を条件に本プランを更新することを決議しました。

変更後の基本方針および更新後の本プランの内容は「第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件」に記載のとおりです。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	104,505	流 動 負 債	142,757
現金及び預金	29,109	支払手形及び買掛金	43,944
受取手形及び売掛金	40,714	短期借入金	37,443
リース投資資産	94	1年以内償還社債	10,000
販売土地建物	20,807	未払消費税等	3,233
商品及び製品	3,647	未払法人税等	2,634
原材料・その他貯蔵品	1,932	前受金	19,215
仕掛品・未成工事支出金	621	賞与引当金	5,182
繰延税金資産	2,977	役員等賞与引当金	88
その他の流動資産	4,779	ポイント引当金	35
貸倒引当金	△ 179	リース債務	618
		その他の流動負債	20,363
固 定 資 産	366,493	固 定 負 債	185,060
有形固定資産	318,416	社 債	50,000
建物及び構築物	164,518	長期借入金	83,160
機械装置及び車両運搬具	18,230	繰延税金負債	1,318
土地	101,620	ポイント引当金	88
リース資産	1,892	役員等退職慰労金引当金	234
建設仮勘定	26,672	旅行券等引換引当金	154
その他の有形固定資産	5,481	退職給付に係る負債	19,981
無形固定資産	4,585	リース債務	1,945
無形固定資産のれん	4,109	資産除去債務	419
リース資産	298	預り保証金	27,564
投資その他の資産	43,491	その他の固定負債	193
投資有価証券	32,762	負 債 合 計	327,818
繰延税金資産	5,773	(純資産の部)	
リース投資資産	197	株 主 資 本	130,380
その他の投資その他の資産	5,230	資 本 金	26,157
貸倒引当金	△ 473	資 本 剰 余 金	12,914
		利 益 剰 余 金	91,986
		自 己 株 式	△ 677
		その他の包括利益累計額	9,542
		その他有価証券評価差額金	9,914
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	1,026
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,398
		新株予約権	384
		少数株主持分	2,874
		純 資 産 合 計	143,181
資 産 合 計	470,999	負 債 ・ 純 資 産 合 計	470,999

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		363,523
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	317,805	
販売費及び一般管理費	27,266	345,072
営 業 利 益		18,451
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	807	
持分法による投資利益	197	
為替差益	391	
その他	1,136	2,533
営 業 外 費 用		
支払利息	2,254	
その他	594	2,849
経 常 利 益		18,135
特 別 利 益		
固定資産売却益	1,192	
受託工事金受入額	72	
負担金等受入額	895	
投資有価証券売却益	597	
その他	176	2,935
特 別 損 失		
固定資産圧縮額	1,315	
固定資産除却損	705	
減損損失	547	
その他	60	2,628
税金等調整前当期純利益		18,442
法人税、住民税及び事業税	6,369	
法人税等調整額	1,407	7,776
少数株主損益調整前当期純利益		10,666
少数株主利益		291
当 期 純 利 益		10,374

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	26,157	12,916	84,055	△ 675	122,453
会計方針の変更 による累積的影響額			△ 70		△ 70
会計方針の変更を 反映した当期首残高	26,157	12,916	83,984	△ 675	122,382
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 2,369		△ 2,369
当 期 純 利 益			10,374		10,374
自己株式の取得				△ 29	△ 29
自己株式の処分		△ 5		27	21
利益剰余金から 資本剰余金への振替		3	△ 3		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△ 2	8,001	△ 1	7,997
当 期 末 残 高	26,157	12,914	91,986	△ 677	130,380

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	5,366	△ 1	179	△3,418	2,126	317	2,629	127,526
会計方針の変更 による累積的影響額								△ 70
会計方針の変更を 反映した当期首残高	5,366	△ 1	179	△3,418	2,126	317	2,629	127,455
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△2,369
当 期 純 利 益								10,374
自己株式の取得								△ 29
自己株式の処分								21
利益剰余金から 資本剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,547	2	846	2,019	7,416	66	244	7,727
当期変動額合計	4,547	2	846	2,019	7,416	66	244	15,725
当 期 末 残 高	9,914	0	1,026	△1,398	9,542	384	2,874	143,181

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	74,520	流動負債	135,813
現金及び預り金	19,742	短期借入金	63,809
受取手形	18	1年以内償還社債	10,000
未収運賃	1,466	リース債	49
未収金	18,922	未払費用	27,210
未収収益	546	未払消費税等	2,095
短期貸付金	8,660	未払法人税等	923
販売土地建物	20,717	未払法務等	1,709
貯蔵物品	887	預り金	51
前払費用	406	預り金	2,876
繰延税金資産	1,233	前受運賃	1,877
その他の流動資産	1,934	前受金	18,084
貸倒引当金	△ 16	前受収益	506
		賞与引当金	1,927
		役員等賞与引当金	57
		1年以内返還預り保証金	3,201
		従業員預り金	947
		その他の流動負債	484
固定資産	339,164	固定負債	168,601
鉄道事業固定資産	67,561	社債	50,000
自動車事業固定資産	23,810	長期借入金	82,526
兼業固定資産	155,495	リース債	94
各事業関連固定資産	3,005	長期未払金	145
建設仮勘定	26,541	繰延税金負債	1,986
投資その他の資産	62,751	ポイント引当金	88
関係会社株式	17,342	退職給付引当金	8,139
投資有価証券	30,018	関係会社事業損失引当金	426
関係会社出資金	268	資産除去債	115
出資金	0	預り保証金	25,079
長期貸付金	13,450	負債合計	304,414
長期前払費用	26	(純資産の部)	
その他の投資その他の資産	1,706	株主資本	99,302
貸倒引当金	△ 62	資本	26,157
		資本剰余金	12,914
		資本準備金	12,914
		利益剰余金	60,908
		利益準備金	5,054
		その他利益剰余金	55,853
		特別償却準備金	157
		固定資産圧縮積立金	3,623
		別途積立金	42,150
		繰越利益剰余金	9,922
		自己株式	△ 677
		評価・換算差額等	9,584
		その他有価証券評価差額金	9,584
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		新株予約権	384
資産合計	413,684	純資産合計	109,270
		負債・純資産合計	413,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	21,133	
営業費用	18,465	
営業利益		2,667
自動車事業		
営業収益	36,711	
営業費用	37,324	
営業利益		△ 612
兼業		
営業収益	83,745	
営業費用	74,873	
営業利益		8,871
全事業営業利益		10,926
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,865	
その他の	875	3,741
営業外費用		
支払利息	2,307	
その他	192	2,499
経常利益		12,167
特別利益		
固定資産売却益	1,156	
受託工事金受入額	72	
負担金等受入額	535	
その他	154	1,918
特別損失		
固定資産圧縮額	893	
固定資産除却損	676	
その他	25	1,595
税引前当期純利益		12,490
法人税、住民税及び事業税	3,498	
法人税等調整額	1,195	4,693
当期純利益		7,797

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
						特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	26,157	12,914	2	12,916	5,054	188	2,734	36,150	11,931
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額									△ 213
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	26,157	12,914	2	12,916	5,054	188	2,734	36,150	11,717
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△ 2,369
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△ 31			31
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立 て							888		△ 888
別 途 積 立 金 の 積 立 て								6,000	△ 6,000
当 期 純 利 益									7,797
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			△ 5	△ 5					
会 社 分 割 に よ る 減 少									△ 362
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			3	3					△ 3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計			△ 2	△ 2		△ 31	888	6,000	△ 1,794
当 期 末 残 高	26,157	12,914		12,914	5,054	157	3,623	42,150	9,922

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	56,059	△ 675	94,458	4,937	△ 0	4,937	317	99,712
会計方針の変更による累積的影響額	△ 213		△ 213					△ 213
会計方針の変更を反映した当期首残高	55,846	△ 675	94,244	4,937	△ 0	4,937	317	99,498
当期変動額								
剰余金の配当	△ 2,369		△ 2,369					△ 2,369
特別償却準備金の取崩								
固定資産圧縮積立金の積立て								
別途積立金の積立て								
当期純利益	7,797		7,797					7,797
自己株式の取得		△ 29	△ 29					△ 29
自己株式の処分		27	21					21
会社分割による減少	△ 362		△ 362					△ 362
利益剰余金から資本剰余金への振替	△ 3							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				4,647	0	4,647	66	4,714
当期変動額合計	5,062	△ 1	5,057	4,647	0	4,647	66	9,771
当期末残高	60,908	△ 677	99,302	9,584	△ 0	9,584	384	109,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渋田 博之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋田 博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第175期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第362条第4項第6号に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を調査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

西日本鉄道株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 宮野 祐輔 ㊟

監査役（常勤） 大黒 伊勢夫 ㊟

監査役 谷 正明 ㊟

監査役 津上 賢治 ㊟

(注) 監査役大黒伊勢夫、監査役谷正明及び監査役津上賢治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、安定配当を維持することを基本とし、今後の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保の充実等を勘案して行ってまいりたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、このような考え方のもと、業績等に鑑み、1株につき4円（中間配当3円を含め年7円）とし、通期で前期比1円の増配といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 1,579,715,960円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たけしま かず ゆき 竹島 和幸 (昭和23年11月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年6月 当社取締役専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 学校法人西鉄学園 理事長 RKB毎日放送(株) 社外取締役 (株)正興電機製作所 社外監査役	62,000株
2	くら とみ すみ お 倉富 純男 (昭和28年8月13日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)福岡中央銀行 社外取締役	38,000株
3	なか お かず き 中尾 和毅 (昭和27年9月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社取締役専務執行役員 平成23年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成24年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る (担当) 業務全般 監査部、安全推進部担当	45,000株
4	たか さき しげ ゆき 高崎 繁行 (昭和30年1月7日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年7月 当社企画部長 平成18年7月 当社経営企画本部経営企画部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (担当) 住宅事業本部、ホテル事業部担当 住宅事業本部長	28,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	部 谷 由 二 (昭和32年1月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成15年7月 当社経理部付部長 平成16年7月 当社都市開発事業本部ビル事業部長 平成18年7月 当社流通ストア計画室長 平成19年6月 当社経理部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (担当) 経営企画本部、経理部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会担当 経営企画本部長	32,000株
6	さ さ き のぞむ 佐々木 希 (昭和28年1月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社自動車局整備事業部長 平成15年6月 西鉄モーターズ(株)(現西鉄エム・テック(株))代表取締役社長 平成20年6月 当社執行役員自動車事業本部技術部長 平成20年7月 当社執行役員自動車事業本部技術部長兼自動車技術主幹 平成22年6月 当社執行役員自動車事業本部副本部長兼技術部長兼自動車技術主幹 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る (担当) 自動車事業本部担当 自動車事業本部長	21,000株
7	みや た かつ ひこ 宮 田 克 彦 (昭和31年6月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 西鉄高速バス(株)代表取締役社長 平成18年7月 当社自動車事業本部グループ事業部長 平成19年7月 当社自動車事業本部業務部長 平成20年6月 当社執行役員人事部長 平成25年6月 当社取締役執行役員 現在に至る (担当) 広報室、総務部、法務部、人事部担当	27,180株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p>しょう ぎき ひで あき 庄 崎 秀 昭 (昭和34年11月10日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成19年7月 当社鉄道事業本部計画部長 平成20年6月 筑豊電気鉄道(株)代表取締役社長 平成21年6月 当社鉄道事業本部運輸車両部長 平成24年6月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼計画部長 平成25年6月 当社取締役執行役員 現在に至る(担当) 鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (重要な兼職の状況) (株)富士ピー・エス 社外取締役</p>	17,000株
9	<p>きた むら しん じ 北 村 慎 司 (昭和34年3月8日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社航空貨物事業本部西日本営業部長 平成22年4月 当社国際物流事業本部東日本輸出営業部長 平成24年6月 当社執行役員国際物流事業本部副本部長兼東日本輸出営業部長 平成25年4月 当社執行役員国際物流事業本部副本部長兼総合営業部長 平成26年6月 当社取締役執行役員 現在に至る(担当) 国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長</p>	9,000株
10	<p>し みず のぶ ひこ 清 水 信 彦 (昭和34年9月21日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成17年7月 当社広報室長 平成20年4月 当社自動車事業本部営業部長 平成22年6月 当社自動車事業本部計画部長兼営業部長 平成23年6月 当社自動車事業本部副本部長兼計画部長 平成24年6月 当社執行役員自動車事業本部副本部長兼計画部長 平成26年6月 当社取締役執行役員 現在に至る(担当) 都市開発事業本部、天神委員会担当 都市開発事業本部長</p>	23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
11	※ まつ お とし ひろ 松 尾 利 浩 (昭和35年12月2日生)	昭和59年4月 当社入社 平成11年7月 当社住宅事業本部マンション事業部 開発第一課長 平成19年7月 西鉄不動産(株)プロパティマネジメン トセンター長 平成20年6月 当社住宅事業本部戸建住宅事業部長 平成23年7月 当社住宅事業本部副本部長兼マンシ ョン事業部長 平成26年6月 当社執行役員住宅事業本部副本部長 兼マンション事業部長 現在に至る	5,000株
12	※ おお かく すなお 大 格 淳 (昭和35年6月14日生)	昭和60年4月 当社入社 平成11年7月 当社経理部財務課長 平成18年7月 当社経営企画本部C V経営室長 平成21年6月 当社経営管理部長 平成21年7月 当社C S R推進本部経営管理部長 平成24年6月 当社経理部長 現在に至る	8,000株
13	すえ よし のり お 末 吉 紀 雄 (昭和20年2月18日生)	平成3年3月 北九州コカ・コーラボトリング(株) (現コカ・コーラウエスト(株)) 取締 役 平成7年3月 同社常務取締役 平成9年8月 同社専務取締役 平成11年3月 同社取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役社長兼CEO 平成18年7月 同社代表取締役CEO 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成21年1月 コカ・コーラウエスト(株)代表取締役 社長兼CEO 平成22年1月 同社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) コカ・コーラウエスト(株) 代表取締役会長 福岡商工会議所 会頭 ロイヤルホールディングス(株) 社外取締役	2,000株
14	はり もと くに お 張 本 邦 雄 (昭和26年3月19日生)	平成15年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 取締役 執行役員 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長執行役員 平成26年4月 同社代表取締役会長兼取締役会議長 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長	2,000株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 部谷由二氏は、平成27年6月26日付で黒崎播磨(株)社外監査役に就任予定であります。
3. 当社は、竹島和幸氏が理事長である学校法人西鉄学園と建物賃借料受入等の取引を行っています。
4. 社外取締役に関する事項は次のとおりです。
 - (1) 末吉紀雄氏および張本邦雄氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 末吉紀雄氏および張本邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって末吉紀雄氏は8年、張本邦雄氏は1年であります。
 - (3) 末吉紀雄氏および張本邦雄氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験や見識をもとに、取締役会における重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、当社と利害関係のない独立した立場から有益な意見がいただけるなど、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるためであります。
 - (4) 当社は、末吉紀雄氏が代表取締役会長であるコカ・コーラウエスト(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っておりますが、その取引金額は僅少であります。
 - (5) 当社は、末吉紀雄氏が会頭である福岡商工会議所に対し会費の支払い等の取引を行っておりますが、その金額は僅少であります。
 - (6) 当社は、張本邦雄氏が代表取締役会長兼取締役会議長であるTOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っておりますが、その取引金額は僅少であります。
 - (7) 末吉紀雄氏および張本邦雄氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員候補者であります。
 - (8) 当社は、末吉紀雄氏および張本邦雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社が、平成24年5月10日付当社取締役会決議及び同年6月28日開催の当社第172期定時株主総会におけるご承認に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第5条に基づき、本プランに利用するため、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提

案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、鉄道・バス等により形成される広範な交通ネットワークを事業の基盤とし、不動産事業、国際物流事業、旅行事業、流通事業、ホテル事業、レジャー事業等幅広い事業展開を行うことにより、主軸の鉄道・バス事業における利用者数の維持・拡大と事業の多角化による総合的な収益性の向上に努めております。そのためには、鉄道・バス路線の沿線において、商業施設の開発・運営、小売業の展開、住宅・マンションの開発等を行い、沿線の魅力や価値（沿線価値）を高めることが重要です。また、鉄道・バスといった公共性の高い事業においては、利潤追求にも限界があることから、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することが必要です。

このような理由から、当社グループは地域と密接に関連した事業展開を行うことにより、地域社会の信頼を獲得するとともに、西鉄ブランドを確立し、沿線価値の向上、収益性の拡大に努めてまいりました。一方、運輸事業や付帯事業の展開で培った西鉄ブランドを基礎に、国際物流事業やホテル事業等、域外への柔軟な事業展開を図ることにより、グループ全体の価値の創造に努めております。このように、当社にとりましては、各々の事業セグメントの密接な結びつきにおいてグループとしての総合力を発揮し、一体的な経営を行うことが極めて重要であります。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.(2)「本プランの目的」を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランの発動に

係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。)を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為(これらの提案(注1)を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、（注9）記載の独立委員会規則の概要、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（運輸事業における運輸政策、安全管理策等を含みます。）
- ⑦ 当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域住民等の当社に係る利害関係者に対する対応方針

- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社が鉄道・バス事業に加えて、不動産事業、国際物流事業、旅行事業、流通事業等幅広い事業展開を行っていること、連結子会社約80社を有していること等に鑑み、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討、買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、

原則として30日間を上限とするものとします。)で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の手続を踏まえ、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、適宜、株主総会を開催し買付者等の買付け等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

- (f) 取締役会の決議
当社取締役会は、独立委員会から上記 (e) に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。
但し、下記 (g) に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、必要事項についての決議を行うものとしします。
- (g) 株主意思確認総会の開催
当社取締役会は、上記 (f) にかかわらず、(i) 上記 (e) に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は (ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしします。
- (h) 情報開示
当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。
- (3) 本新株予約権の無償割当ての要件
本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記 (2) 「本プランの発動に係る手続」(e) に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判

断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性又は買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の

下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則と

して、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注13)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注14)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注15)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注16)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場

合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年5月8日現在施行されてい

る規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとし、ます。

(7) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとし、ます。

- (注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
 - ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、又は（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならぬ。
 - ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段

の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との交渉・協議
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、

その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注16) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、

また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏 名	略 歴
すえ よし のり お 末 吉 紀 雄 (昭和20年2月18日生)	平成3年3月 北九州コカ・コーラボトリング(株) (現コカ・コーラウエスト(株)) 取締役 平成7年3月 同社常務取締役 平成9年8月 同社専務取締役 平成11年3月 同社取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役社長兼CEO 平成18年7月 同社代表取締役CEO 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成21年1月 コカ・コーラウエスト(株)代表取締役社長兼CEO 平成22年1月 同社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) コカ・コーラウエスト(株) 代表取締役会長 福岡商工会議所 会頭 ロイヤルホールディングス(株) 社外取締役

※ 末吉紀雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏は、本総会における取締役選任議案の候補者であり、本総会で再任された場合には、独立委員会の委員を継続する予定です。

当社は、同氏が代表取締役会長であるコカ・コーラウエスト(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っておりますが、その取引金額は僅少であります。

当社は、同氏が会頭である福岡商工会議所に対し会費等の支払いを行っておりますが、その支払金額は僅少であります。

氏 名	略 歴
はり もと くに お 張 本 邦 雄 (昭和26年3月19日生)	平成15年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 取締役執行役員 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長執行役員 平成26年4月 同社代表取締役会長兼取締役会議長 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長

※ 張本邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏は、本総会における取締役選任議案

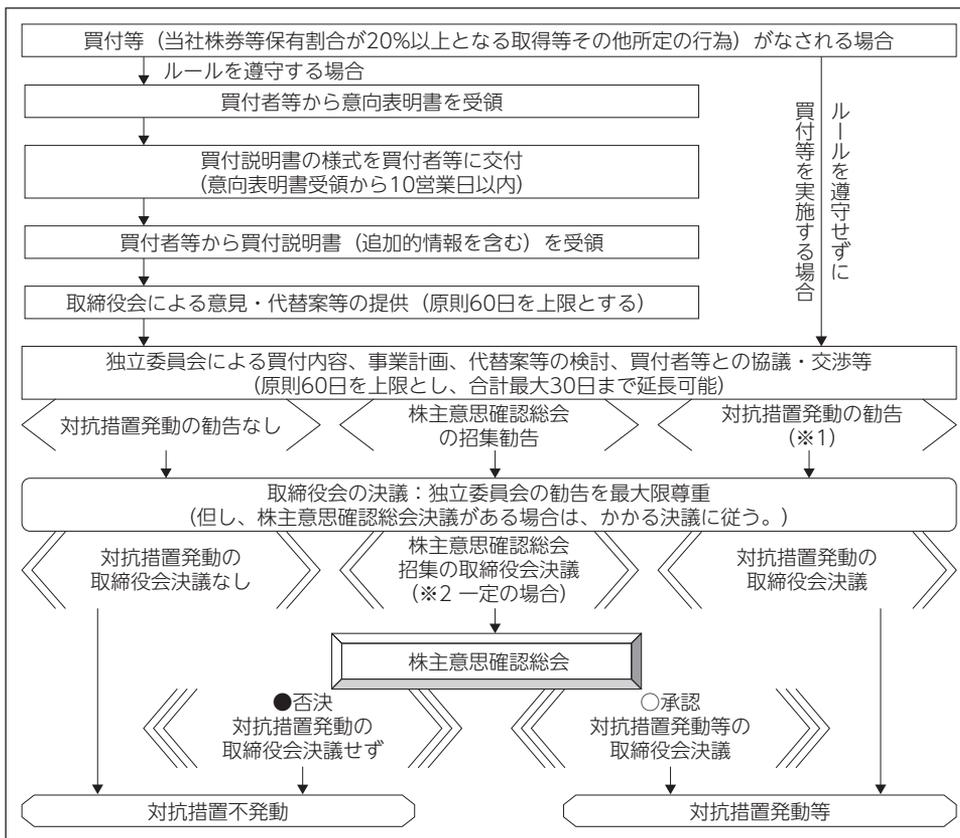
の候補者であり、本総会で再任された場合には、独立委員会の委員を継続する予定です。

当社は、同氏が代表取締役会長兼取締役会議長であるＴＯＴＯ(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っておりますが、その取引金額は僅少であります。

氏 名	略 歴
<p>だい こく い せ お 大 黒 伊 勢 夫 (昭和28年9月13日生)</p>	<p>昭和53年4月 運輸省（現国土交通省）入省 平成6年6月 同省 九州運輸局企画部長 平成11年7月 建設省（現国土交通省）都市局都市再開発防災課長 平成15年7月 国土交通省 自動車交通局貨物課長 平成17年8月 同省 航空局監理部総務課長 平成18年7月 同省 九州運輸局長 平成20年10月 同省 観光庁観光地域振興部長 平成21年7月 同省 海事局次長 平成23年10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理 平成24年9月 国土交通省 近畿運輸局長 平成25年6月 一般財団法人空港環境整備協会 理事長 平成26年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る</p>

※ 大黒伊勢夫氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

本プランにおける手続の流れの概要



- ※ 1 独立委員会は、対抗措置（新株予約権無償割当て）の発動事由のうち「発動事由その2」の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。
- ※ 2 取締役会は、(i) 独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は (ii) ある買付け等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができます。

本参考資料は、本プランについて、株主の皆様にわかりやすく説明するため、本プランの内容を簡略化した上で図表形式でご説明するものです。したがって、本参考資料の完全性、網羅性、正確性等は保証されていないため、本プランの正確な内容については、本文をご参照いただきますようお願い致します。

以上

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使してくださいようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること
- ④ 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること
- ⑤ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

※ Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）
午前9時～午後9時受付（土曜・日曜・祝日も含む）

2. 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様および常任代理人様につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

<メモ欄>

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間



(ご案内)

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。できるだけ当社バス、電車等の公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。